

事業の仕組み



魅力ある都市農業 育成対策事業

～担い手を中心とした農業者グループを応援します～

東京都は、本事業で優れた技術や創意工夫を発揮し、積極的な経営をすすめる農業者グループを支援し、部民と農業者、次代を担う後継者にとって魅力ある都市農業を実現していきます。



本事業を活用して、積極的な農業経営に取り組んでみませんか!!

お問い合わせ先

- 区市町の農業担当
- 農業振興事務所

振興課 生産振興係

〒190-0023 立川市柴崎町3-17-7

TEL 042-548-4866

中央農業改良普及センター

〒187-0002 小平市花小金井1-6-20

TEL 042-465-9882

西多摩農業改良普及センター

〒198-0024 青梅市新町6-7-1

TEL 0428-31-2374

南多摩農業改良普及センター

〒192-0364 八王子市南大沢2-2パオレビル6階

TEL 042-674-5971

- 産業労働局 農林水産部 農業振興課 農業振興係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL 03-5320-4833



東京都産業労働局

「魅力ある都市農業育成対策事業」の概要

事業を受けるには

【補助対象者】

生産拠地を中心とした市街化区域及びその周辺の近い手を中心とした農業者
(育成する担い手の種類とその人数を計画に明記)

◆担い手農業者の例：認定農業者、認定就業者、エコファーマー、特別栽培農産物認証農家、農業後継者(40歳未満)、女性起業家など

【実施主体】

区市町、J A、3戸以上の農家で構成する農業法人や営農集団、※特認経営体等
(※特に認める3戸未満の経営体など)

【実施期間】

毎年度事業として実施

事業費について

【事業費は単位別】

- 1単位(事業費1,000万円・補助率1/2 500万円)刻みで事業規模を計算し、単位数に応じて補助

※特認経営体は0.5単位(事業費500万円・補助率1/2 250万円)刻みで事業の実施が可能

- 宣伝・交流活動費は総事業費の1/10以内(施設・機器整備と目的に合致したもの)

【上限補助金額】

区市町、J A：事業費10,000万円(補助金額5,000万円)

その他の事業主体：事業費5,000万円(補助金額2,500万円)

農畜産物ブランド化推進事業

目的 地域特産農畜産物の品質向上、高付加価値化および市民への安定供給を実現する施設等の導入

整備できる施設 栽培施設、育苗施設、高生産性飼育施設、高品質茶栽培施設、集出荷施設、養液栽培施設、その他特認施設など

宣伝・交流活動 流通促進用資材、PR用パンフレット類など



▲栽培施設



▲イテコ施設栽培施設

地産地消・農産物安心確保促進事業

目的 共同直売所等において、地場産農畜産物の安定供給、又は、食の安全・安心の確保に取り組むための施設整備等の導入

整備できる施設 農畜産物直売施設、地場流通促進施設、食の安全・安心を重視した栽培・出荷施設、その他特認施設など

宣伝・交流活動 アンテナショップ開設、消費者啓発、PR用パンフレット類など



▲農産物直売所



▲河津産栽培施設

4つのメニューで支援

環境調和・多面的機能発揮事業

目的 環境保全を重視した持続的農業の実現と、食育・防災機能等の農地が持つ多面的機能確保するための施設整備等の導入

整備できる施設 減農薬栽培に適した施設、未利用資源地域活用施設、省エネ効果を発揮する施設、観光・交流農園等の整備、その他特認施設など

宣伝・交流活動 消費者交流活動、PR用パンフレット類など



▲新築農家利用施設生産施設



▲観光・交流農園の整備

農業チャレンジャー支援事業

目的 創意工夫による農畜産物の加工や流通、新技術の導入などを支援し、都市農業の先進性を確保するために必要な施設等の導入

整備できる施設 先進的な取り組みのための施設、創意工夫による取り組みを実現させる施設、その他特認施設など

宣伝・交流活動 PR用パンフレット類など



▲乳ロボット



▲ジュース加工・精製施設